

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年10月28日認可した。

令和7年11月4日

香川県知事 池田 豊人

土地改良区名	土地改良事業名
高松東南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）柴垣地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川久保地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）神子地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）八反地地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）助成地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）すり鉢池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宝地2地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）渴水地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西門地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東大熊地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）額池地区